

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」改訂の概要

「アスベスト対策に関する行政評価・監視」結果に基づく勧告（平成28年5月）

災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

「応急危険度判定時のアスベスト調査の実効性の観点も含め、東日本大震災時の地方公共団体の対応を踏まえた見直しを速やかに行い、県市に対し周知」すること。

【見直しが必要と考えられた点】

- ①応急危険度判定時におけるアスベスト調査
- ②大規模な津波による建築物の流出時における対応
- ③建築物所有者の所在不明時の応急措置

被災自治体への聴き取り等から対応が必要と考えられた点

- ①特定建築材料以外の石綿含有建築材料への対応
- ②環境モニタリングの必要性
- ③自治体による立入検査など、事業者指導の必要性 等

マニュアル作成後の法令等改正

大気汚染防止法改正（H25.6）など

主な変更点

平常時における準備

- ・「平常時における石綿使用建築物等の把握」を追加

災害発生時の応急対応

- ・「住民・初動対応者への注意喚起」を追加
- ・建築物等の被災により露出した石綿の把握方法を変更

応急危険度判定時の
石綿調査結果及び住
民からの情報提供に
より把握する方法

建築物等の石綿使用状況等の情報（アス
ベスト台帳等）及び建築物等の倒壊・損
壊の情報に基づき、自治体が専門家の協
力を得て確認調査を行う方法



- ・建築物等の所有者等による応急措置が困難な場合について、自治体が応急措置を実施することを追加

被災建築物等の解体・補修及び廃棄物処理

- ・特定建築材料以外の石綿含有建築材料（いわゆるレベル3建材）に関する記載を拡充
- ・平成25年6月の大気汚染防止法の改正など、法令等の改正に伴う修正

環境モニタリング（章を追加）

- ・災害発時の大気中アスベスト濃度モニタリングの方法を記載

津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項（章を追加）

- ・混合廃棄物に含まれる吹付け石綿等の確認及び回収について記載
- ・混合廃棄物の撤去、収集運搬、仮置き場での集積及び分別における留意事項を記載

自治体による立入検査（章を追加）

- ・被災建築物の解体等工事に係る立入検査等の留意事項を記載